

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道こども基本条例……………（子ども政策企画課）	1
○北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ……………（子ども家庭支援課）	5
○個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例……（文書課）	11
○情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例 ……………（改革推進課）	11
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）	12
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）	43
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	43
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ……………（人事課）	43
○北海道地域振興条例の一部を改正する条例……………（地域戦略課）	44
○北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条 例……………（道民生活課）	44
○栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 ……………（保健福祉部総務課）	44
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（保健福祉部総務課）	45
○北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例の一部を改正する条例 ……………（地域保健課）	45
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………（食品衛生課）	46
○北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例……………（地域福祉課）	47
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条 例の一部を改正する条例……………（子ども政策企画課）	47

○北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例……（子ども政策企画課）	47
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例……………（農政課）	47
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（農政課）	48
○北海道森林整備等支援基金条例の一部を改正する条例 ……………（森林計画課・道有林課）	48
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	48
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（建設部総務課）	54
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	55
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例……………（企業局総務課）	56
○北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 ……………（道立病院局総務課）	56
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁教職員課）	56
○北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……………（教育庁教職員事務課）	57
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例……………（教育庁教職員事務課）	74
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 ……………（警察本部警務課）	78
○北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……………（警察本部警務課）	78
○金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例……（警察本部保安課）	106

条 例

北海道こども基本条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第2号

北海道こども基本条例

目次

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 基本的施策（第11条－第17条）

第3章 北海道こども施策審議会（第18条－第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こども施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体でこども施策を総合的かつ計画的に推進し、もってこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) こども施策 次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - ア 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - イ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - ウ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (4) 学校関係者等 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）その他これらに類する施設

（第6条において「学校等」という。）の職員その他のこどもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。

- (5) こども・子育て支援団体等 こどもの支援又は子育ての支援を行うことを目的とする法人その他の団体又は個人をいう。

（基本理念）

第3条 こども施策は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）の精神にのっとり、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるときともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) 国、道、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等及び道民が相互に連携し、及び協力して社会全体でこどもを支えるための取組を推進すること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、自立心を育成し、こどもの健やかな成長及び発達並びにその自立を図るよう努めるものとする。

（学校関係者等の役割）

第6条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校等におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、及び育つことができる環境の整備に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（こども・子育て支援団体等の役割）

第8条 こども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、専門的知識又は経験を活用し、こどもの支援又は子育ての支援を推進するよう努めるとともに、道及び市町村が行うこども施策に連携協力するよう努めるものとする。

（道民の役割）

第9条 道民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心及び理解を深め、道及び市町村が行うこども施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村との連携協力）

第10条 道は、こども施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行うこども施策に協力するものとする。

第2章 基本的施策

（こども計画）

第11条 知事は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第10条第1項に規定する都道府県こども計画（以下この条において「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）こども施策についての基本的な考え方

（2）具体的なこども施策

（3）前2号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、こどもを含めた道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道こども施策審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年、計画に基づくこども施策の実施状況について公表しなければならない。

8 計画は、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第9条第1項に規定する基本計画、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成16年北海道条例第90号）第7条第1項に規定する計画その他条例の規定により知事が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第12条 道は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるため、これらの者からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による意見の聴取に当たっては、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を受けた者その他の意見の聴取に当たって十分な配慮が必要な様々な状況にあるこども又はその保護者その他の関係者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見に適切に応答するために必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、こどもがこども施策に対する理解を深めることができるよう、適切な情報提供を推進するものとする。

（こどもの社会参加の促進）

第13条 道は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができる環境の整備を促進するものとする。

（推進体制の整備）

第14条 道は、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等及び道民との連携の強化に努め、医療、保健、福祉、教育、療育等に関するこども施策が適切に行われるよう、社会全体でこどもを支える取組の推進に必要な体制を整備するものとする。

（こどもの権利の周知及び擁護）

第15条 道は、こどもの権利を尊重し、擁護するため、この条例、法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて道民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 道は、こどもが、全てのこどもが個人として尊重され、等しく権利が保障されていることを認識し、他者を尊重することができるようにするための必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、いじめ、虐待等のこどもの人権侵害に対応し、その他こどもの不安又は悩みを解消することができるよう、こども又は保護者その他の関係者からの相談に対応する機関等の適切な周知及び普及啓発並びにこれらの者からの相談に対応する支援体制の充実を図るものとする。

(こどもの居場所づくり)

第16条 道は、こどもの適切な遊び及び生活の場その他のこどもが地域において安全で安心して自分らしく過ごすことができる環境の整備を促進するものとする。

(財政上の措置)

第17条 道は、こども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道こども施策審議会

(設置)

第18条 北海道におけるこども施策の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道こども施策審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、児童福祉法第8条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第19条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、こども施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、こども施策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第21条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) こども施策に関する団体の役職員
- (3) 事業者（法人にあっては、その役職員）
- (4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
- (5) こども又は保護者その他の関係者であって、公募に応じた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
(会長への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(北海道こども施策審議会条例の廃止)
- 2 北海道こども施策審議会条例(令和6年北海道条例第2号)は、廃止する。
(北海道こども施策審議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道こども施策審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条第1項の規定により置かれている北海道こども施策審議会(以下「旧審議会」という。)は、第18条第1項の規定により置かれた北海道こども施策審議会(以下「新審議会」という。)とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第4条第1項の規定により旧審議会の委員又は特別委員に任命されている者は、第21条第1項の規定により新審議会の委員又は特別委員に任命された者とみなす。この場合において、委員及び特別委員の任期については、その者が旧審議会条例第4条第1項の規定により任命された日から起算する。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第5条第2項の規定により互選された旧審議会の会長又は副会長である者は、第22条第2項の規定により新審議会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧審議会条例第7条第1項の規定により置かれている部会は、第24条第1項の規定により置かれた部会とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧審議会条例第7条第3項又は第4項の規定により部会の部会長、委員又は特別委員に指名された者は、第24条第3項又は第4項の規定により部会の部会長、委員又は特別委員に指名された者とみなす。
(北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例の一部改正)
- 8 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例の一部を次のように改正する。

第9条中「努める」の次に「ことにより、少子化対策を推進する」を加える。

(検討)

- 9 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第3号

北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

- 第1条** この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

- 第2条** この条例において使用する用語は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。)において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

- 第3条** 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。)の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(設備及び運営の向上等)

- 第4条** 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気その他の入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第6条 一時保護施設においては、消火設備、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

3 一時保護施設は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の

研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行行する場合の所在の確認）

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第9条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第10条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第12条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室の1室の定員は、これを4人（乳児又は幼児のみの居室にあっては、6人）以下とし、その面積は、規則で定める基準によること。

(5) 少年の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、規則で定める基準とするよう努めること。

(6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用することができるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

(7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

(12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法第33条第1項又は第2

項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。
- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運

営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための基準府令第20条第4項のこども家庭庁長官の指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準府令第21条第1項第1号の規定による指定を受けた児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

(心理療法担当職員の資格)

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第24条 学習指導員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ、当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第26条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条第1項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果について必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよ

うに行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。
（関係機関との連携）

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。
（一時保護施設内部の規程）

第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第33条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。
（秘密保持等）

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
（苦情への対応）

第35条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情

に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。
（電磁的記録）

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（設備に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第16条の規定は適用せず、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第57条の規定を準用する。
（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）
- 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例に定める基準により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日（創意工夫を行ってもなおこの基準に定める職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、道が職員の確保に係る計画を策定したときは、令和11年3月31日）まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第58条及び第65条の規定を準用する。
（指導教育担当職員に関する経過措置）
- 4 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護

施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第4号

個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第5号

情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例

(北海道行政手続条例の一部改正)

第1条 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並

びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「当該処分の内容を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示することをもって通知に代える」を「同項の規定による通知を、公示の方法によって行う」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、当該処分の内容を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、

又は当該処分の内容を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第13条第10項及び第14条第5項中「及び第3項」を「、第3項及び第4項」に改める。

(北海道立都市公園条例の一部改正)

第3条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「こと」を「とともに、インターネットの利用その他の適切な方法によること」に改める。

第8条の6第1項中「掲示し、又はこれに準ずる適当な」を「掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例の規定は、この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行の日以後に行う公示について適用し、同日前に行った公示については、なお従前の例による。
 - (1) 第1条の規定による改正後の北海道行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）
 - (2) 第2条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第13条第10項及び第14条第5項において準用する場合を含む。）
 - (3) 第3条の規定による改正後の北海道立都市公園条例第8条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第8条の6第1項

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第6号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「7級以上」を「7級」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。） 特に良好である場合
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 特に良好である場合

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「第3項及び次条において「扶養親族である配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族である父母等」に改め、「(次条において「行政9級以上職員等」という。))」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族である父母等」に改め、「(次条第3項第4号及び第6号において「行政8級職員等」という。))」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下この項及び次条第3項第7号において「特定期間」という。))」を削り、「特定期間」を「当該期間」に

改め、同条に次の１項を加える。

５ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の２第２項第３号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第４号中「100分の３」を「100分の４」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 北海道外に在勤する職員（第１項の規定により地域手当を支給される者を除く。）について、任命権者が他の職員との権衡を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の３、第11条の５及び第11条の７の規定に準じて、地域手当を支給する。

第10条の４を次のように改める。

第10条の４ 第10条の２第１項の人事委員会規則で定める地域若しくは部局に在勤する職員がその在勤する地域若しくは部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは部局に係る地域手当の支給割合（同条第２項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは部局に係る地域手当の支給割合（同条第２項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは部局が同条第１項の人事委員会規則で定める地域若しくは部局に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前２条の規定にかかわらず、当該異動等の日から３年を経過するま

での間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第10条の２第３項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から３年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は部局を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後１年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第10条の２第３項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第３号において同じ。）

(2) 当該異動等の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

２ 職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（第12条の３第２項において「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第10条の２第２項第１号の１級地に係る地域及び部局以外の地域又は部局に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第10条の５第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第11条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同項第2号中「第7項」を「第8項」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第4号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1）特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第11条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号又は第3号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第3項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第17条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「（週休日等以外の日の午前0時から）」を「午後10時から翌日の）」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあっては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第20条の4第2項中「、第10条の3、第10条の5」を削り、同条第3項中「から第10条まで、第10条の3、第12条の2及び第12条の3」を「及び第9条」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 458,300	円 510,200	円 550,800

	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200	463, 800	517, 100	558, 000	
	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800	522, 300	564, 100	
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900	473, 500	526, 600	569, 100	
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700	477, 500	530, 100	573, 100	
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500	417, 500	481, 000	533, 400	576, 100	
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300	484, 000	536, 400	578, 600	
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500	538, 900	580, 600	
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500	540, 900		
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200				
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700				
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200				
	13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700				
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000				
	15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300				
	16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500				
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700				
	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000				
	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300				
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500				
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700				
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500				
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300				
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100				
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700				
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300				
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900				
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500				
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200				
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000				
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400				
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100				
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600				
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000				
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400				
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800				
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200				
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600				
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000				
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300				
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600				
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000				
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300				
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600				
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900				
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700					

定年前再任用短時間勤務職員以外職員	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000	386,600		
	87	256,300	297,400	346,400	387,000		
	88	256,600	297,700	346,800	387,400		
	89	256,900	298,000	347,000	387,700		
	90	257,200	298,300	347,400	388,200		
	91	257,500	298,600	347,800	388,600		

	92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000							
	93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300							
	94		299, 400	348, 800	389, 800							
	95		299, 700	349, 200	390, 200							
	96		300, 100	349, 500	390, 600							
	97		300, 300	349, 800	390, 900							
	98		300, 600	350, 200								
	99		301, 000	350, 600								
	100		301, 400	351, 000								
	101		301, 600	351, 500								
	102		301, 900	351, 900								
	103		302, 200	352, 300								
	104		302, 500	352, 700								
	105		302, 700	353, 200								
	106		303, 000	353, 600								
	107		303, 300	353, 900								
	108		303, 600	354, 200								
	109		303, 800	354, 700								
	110		304, 200									
	111		304, 600									
	112		304, 900									
	113		305, 100									
	114		305, 300									
	115		305, 600									
	116		306, 000									
	117		306, 200									
	118		306, 400									
	119		306, 700									
	120		307, 000									
	121		307, 400									
	122		307, 600									
	123		307, 900									
	124		308, 200									
	125		308, 500									
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000	528, 700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区	職務 の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級

分	号俵	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300
	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400
	41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000
	42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700
	43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900
	45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200
	46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900
	47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600
	48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300
	49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700
	50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000
	51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300
	52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500
	53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700
	54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900
	55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200
	56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500
	57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700
	58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000
	59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300
	60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500
	61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700
	62	288,200	324,700	374,900	428,300	457,000
	63	288,500	325,000	375,200	428,900	457,300
	64	288,700	325,200	375,500	429,500	457,500
	65	288,900	325,400	375,700	430,000	457,700
	66	289,100	325,700	376,000	430,600	458,000
	67	289,300	326,000	376,300	431,100	458,300
	68	289,600	326,200	376,600	431,700	458,500
	69	289,900	326,400	376,900	432,200	458,700
	70			377,100	432,700	
	71			377,500	433,300	
	72			377,800	433,900	
	73			378,100	434,200	
	74			378,600	434,800	
	75			379,100	435,400	
	76			379,500	435,900	
	77			379,900	436,300	
	78			380,300	436,800	
	79			380,800	437,500	
	80			381,300	438,200	
	81			381,700	438,400	
	82			382,200	438,900	
	83			382,600	439,600	
	84			383,000	440,300	
	85			383,500	440,500	
	86			384,000	441,000	
	87			384,500	441,700	
	88			385,000	442,400	

	89			385,300	442,600	
	90			385,700		
	91			386,000		
	92			386,400		
	93			386,900		
	94			387,200		
	95			387,700		
	96			388,100		
	97			388,700		
	98			389,000		
	99			389,500		
	100			389,900		
	101			390,500		
	102			390,800		
	103			391,300		
	104			391,700		
	105			392,300		
	106			392,600		
	107			393,100		
	108			393,500		
	109			394,100		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準		基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円		円	円	円	円
	225,100		255,100	284,900	326,200	355,100

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900

9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
15	208,600	265,100	349,900	395,900	
16	210,400	267,300	350,900	397,400	
17	212,100	269,500	352,000	398,900	
18	213,900	271,900	353,300	400,500	
19	215,700	274,300	354,500	402,100	
20	217,500	276,700	355,700	403,800	
21	219,300	279,000	356,900	405,000	
22	221,100	281,100	358,000	406,400	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	
34	240,200	302,300	369,200	422,900	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	
39	247,900	308,400	373,200	429,900	
40	249,500	309,300	374,000	431,300	
41	251,100	310,100	374,800	432,400	
42	252,600	310,600	376,100	433,700	
43	254,100	311,100	377,400	435,100	
44	255,600	311,600	378,600	436,400	
45	257,100	312,100	379,300	437,200	
46	258,400	312,600	380,300	438,000	
47	259,600	313,100	381,100	438,900	
48	260,800	313,600	381,800	439,800	
49	262,000	314,000	382,500	440,600	
50	263,100	314,500	383,200	441,400	
51	264,200	315,000	383,900	442,000	
52	265,300	315,500	384,600	442,800	
53	266,400	315,900	385,200	443,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	54	267,500	316,400	385,900	443,800				99	297,000	340,200				
	55	268,500	316,800	386,700	444,300				100	297,500	340,700				
	56	269,500	317,200	387,500	444,800				101	298,000	341,200				
	57	270,500	317,600	388,100	445,300				102	298,400	341,700				
	58	271,200	318,000	388,900	445,900				103	298,800	342,200				
	59	271,800	318,400	389,600	446,400				104	299,200	342,700				
	60	272,400	318,800	390,300	446,900				105	299,600	343,100				
	61	273,000	319,200	390,900	447,400				106	300,100	343,500				
	62	273,600	319,800	391,600	448,000				107	300,600	344,000				
	63	274,200	320,400	392,300	448,500				108	300,900	344,400				
	64	274,800	321,000	393,000	449,000				109	301,100	344,900				
	65	275,400	321,500	393,700	449,500				110	301,500	345,300				
	66	276,000	322,100	394,300	450,100				111	301,800	345,700				
	67	276,600	322,700	394,900	450,600				112	302,000	346,100				
	68	277,200	323,300	395,600	451,100				113	302,300	346,600				
	69	277,800	323,800	396,300	451,600				114	302,600	347,000				
	70	278,500	324,400	396,800					115	302,900	347,400				
	71	279,200	325,000	397,400					116	303,200	347,800				
	72	279,900	325,600	398,000					117	303,500	348,300				
	73	280,500	326,100	398,500					118	303,800	348,700				
	74	281,200	326,800	399,100					119	304,000	349,100				
	75	281,900	327,500	399,700					120	304,300	349,500				
	76	282,600	328,200	400,200					121	304,600	349,900				
	77	283,200	328,900	400,700											
	78	283,900	329,600	401,200											
	79	284,600	330,300	401,700											
	80	285,200	331,000	402,400											
	81	285,800	331,700	402,800											
	82	286,500	332,500	403,300											
	83	287,200	333,200	403,800											
	84	287,800	333,800	404,500											
	85	288,400	334,300	404,900											
	86	289,100	334,800	405,400											
	87	289,800	335,200	405,900											
	88	290,400	335,600	406,600											
	89	291,000	335,900	407,000											
	90	291,700	336,400	407,500											
	91	292,400	336,800	408,000											
	92	293,000	337,200	408,700											
	93	293,600	337,500	409,100											
	94	294,300	337,900												
	95	294,900	338,300												
	96	295,500	338,700												
	97	295,800	339,200												
	98	296,400	339,700												
									定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 221,800	基準給料月額 円 263,600	基準給料月額 円 288,600	基準給料月額 円 331,400	基準給料月額 円 390,600
備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。															
別表第4（第4条関係）															
医療職給料表															
ア 医療職給料表(1)															
職員の区分	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級						
	号俸	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額							
		円		円		円		円							
		1	291,400	400,300		455,100		549,800							
		2	293,700	403,000		457,100		555,900							
		3	296,000	405,600		459,000		561,200							
		4	298,200	408,100		460,900		566,100							
		5	300,300	410,500		462,300		570,500							

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	6	303, 800	412, 700	464, 100	574, 800		50	399, 900	474, 200	528, 700	
	7	307, 300	414, 800	465, 900	578, 400		51	400, 400	474, 900	529, 400	
	8	310, 700	416, 900	467, 700	581, 400		52	400, 900	475, 500	530, 300	
	9	314, 100	419, 000	469, 500	583, 900		53	401, 400	476, 200	531, 200	
	10	317, 600	420, 500	471, 300	586, 200		54	401, 800	476, 900	532, 000	
	11	321, 000	422, 000	473, 100			55	402, 200	477, 500	532, 900	
	12	324, 400	423, 500	474, 900			56	402, 600	478, 100	533, 800	
	13	327, 800	424, 900	476, 700			57	403, 000	478, 400	534, 600	
	14	331, 300	426, 400	478, 500			58	403, 400	479, 000	535, 500	
	15	334, 700	427, 900	480, 300			59	403, 800	479, 700	536, 400	
	16	338, 100	429, 300	482, 100			60	404, 200	480, 400	537, 100	
	17	341, 500	430, 700	483, 900			61	404, 600	480, 800	537, 900	
	18	344, 600	432, 200	485, 800			62	405, 000	481, 400	538, 800	
	19	347, 700	433, 700	487, 700			63	405, 400	482, 100	539, 700	
	20	350, 800	435, 100	489, 600			64	405, 800	482, 800	540, 600	
	21	354, 000	436, 500	491, 500			65	406, 100	483, 200	541, 400	
	22	357, 100	438, 000	493, 200			66		483, 800	542, 300	
	23	360, 200	439, 500	495, 000			67		484, 400	543, 200	
	24	363, 200	440, 900	496, 800			68		484, 900	544, 100	
	25	366, 200	442, 300	498, 400			69		485, 400	544, 900	
	26	368, 500	443, 700	500, 200			70		485, 900	545, 800	
	27	370, 800	445, 100	502, 000			71		486, 400	546, 700	
	28	373, 000	446, 500	503, 600			72		486, 900	547, 600	
	29	374, 900	447, 900	505, 000			73		487, 300	548, 400	
	30	376, 600	449, 300	506, 700			74		487, 800		
	31	378, 300	450, 700	508, 500			75		488, 200		
	32	380, 100	452, 100	510, 200			76		488, 700		
	33	381, 900	453, 500	511, 700			77		489, 200		
	34	383, 700	454, 900	513, 000			78		489, 800		
	35	385, 300	456, 300	514, 300			79		490, 400		
	36	386, 700	457, 700	515, 600			80		490, 800		
	37	388, 100	459, 100	516, 600			81		491, 300		
	38	389, 600	460, 800	517, 900			82		491, 900		
	39	391, 100	462, 400	519, 200			83		492, 500		
	40	392, 600	464, 000	520, 500			84		493, 000		
	41	394, 100	465, 600	521, 500			85		493, 500		
	42	394, 800	466, 800	522, 300							
	43	395, 400	468, 000	523, 100							
	44	396, 100	469, 100	523, 900							
	45	397, 000	470, 100	524, 800							
	46	397, 600	471, 100	525, 600							
	47	398, 200	472, 000	526, 400							
	48	398, 800	472, 800	527, 100							
	49	399, 400	473, 500	527, 900							

定年前再任用短時間勤務職員	50	399, 900	474, 200	528, 700	
	51	400, 400	474, 900	529, 400	
	52	400, 900	475, 500	530, 300	
	53	401, 400	476, 200	531, 200	
	54	401, 800	476, 900	532, 000	
	55	402, 200	477, 500	532, 900	
	56	402, 600	478, 100	533, 800	
	57	403, 000	478, 400	534, 600	
	58	403, 400	479, 000	535, 500	
	59	403, 800	479, 700	536, 400	
	60	404, 200	480, 400	537, 100	
	61	404, 600	480, 800	537, 900	
	62	405, 000	481, 400	538, 800	
	63	405, 400	482, 100	539, 700	
	64	405, 800	482, 800	540, 600	
	65	406, 100	483, 200	541, 400	
	66		483, 800	542, 300	
	67		484, 400	543, 200	
	68		484, 900	544, 100	
	69		485, 400	544, 900	
	70		485, 900	545, 800	
	71		486, 400	546, 700	
	72		486, 900	547, 600	
	73		487, 300	548, 400	
	74		487, 800		
	75		488, 200		
	76		488, 700		
	77		489, 200		
	78		489, 800		
	79		490, 400		
	80		490, 800		
	81		491, 300		
	82		491, 900		
	83		492, 500		
	84		493, 000		
	85		493, 500		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
		301, 700	344, 400	399, 500	473, 300

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		

定年前再任用短時間勤務職員以外職員	41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300			
	42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600			
	43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900			
	44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200			
	45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400			
	46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700			
	47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000			
	48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300			
	49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500			
	50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800			
	51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100			
	52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400			
	53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600			
	54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	411, 900			
	55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	412, 200			
	56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	412, 500			
	57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	412, 700			
	58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200				
	59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800				
	60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400				
	61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800				
	62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300				
	63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800				
	64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300				
	65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900				
	66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400				
	67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000				
	68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600				
	69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100				
	70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600				
	71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100				
	72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600				
	73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900				
	74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400				
	75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800				
	76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200				
	77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600				
	78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	393, 100				
	79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	393, 500				
	80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	393, 900				
	81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	394, 300				
	82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200					
	83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500					
	84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800					
	85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200					

	86		294, 100	331, 700	352, 500				
	87		294, 300	332, 000	352, 800				
	88		294, 500	332, 300	353, 100				
	89		294, 900	332, 600	353, 500				
	90		295, 100	332, 800	353, 800				
	91		295, 300	333, 200	354, 100				
	92		295, 500	333, 500	354, 400				
	93		295, 900	333, 700	354, 700				
	94		296, 100	334, 000	355, 100				
	95		296, 300	334, 300	355, 500				
	96		296, 600	334, 600	355, 900				
	97		296, 900	334, 800	356, 400				
	98		297, 100	335, 100	356, 800				
	99		297, 300	335, 400	357, 200				
	100		297, 600	335, 600	357, 600				
	101		297, 900	335, 800	358, 100				
	102		298, 100	336, 000					
	103		298, 300	336, 400					
	104		298, 600	336, 600					
	105		298, 900	336, 800					
	106			337, 200					
	107			337, 600					
	108			338, 000					
	109			338, 200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400	371, 000	433, 400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207, 700	240, 600	281, 800	295, 200	319, 300	362, 000	416, 300
	2	209, 600	242, 800	282, 300	295, 800	320, 300	363, 700	418, 500
	3	211, 400	245, 000	282, 800	296, 400	321, 300	365, 400	420, 700
	4	213, 100	247, 200	283, 300	296, 900	322, 300	367, 100	422, 800
	5	214, 800	249, 400	283, 800	297, 400	323, 300	368, 900	424, 700
	6	216, 700	250, 400	284, 300	298, 000	324, 500	370, 900	426, 600
	7	218, 500	251, 300	284, 800	298, 600	325, 700	372, 900	428, 400
	8	220, 200	252, 200	285, 300	299, 100	326, 900	374, 900	430, 300

	9	221, 900	253, 100	285, 800	299, 600	328, 000	376, 600	432, 000	
	10	223, 900	254, 300	286, 300	300, 200	329, 200	378, 700	433, 600	
	11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300	380, 800	435, 300	
	12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400	382, 800	436, 900	
	13	229, 600	257, 100	287, 800	301, 800	332, 500	384, 700	438, 200	
	14	231, 600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700	386, 300	439, 500	
	15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800	388, 100	441, 100	
	16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900	389, 900	442, 600	
	17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600	444, 300	
	18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300	445, 900	
	19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200	447, 300	
	20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900	448, 700	
	21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600	449, 800	
	22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700	400, 300	451, 100	
	23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800	402, 100	452, 400	
	24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900	403, 800	453, 800	
	25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600	346, 000	405, 400	454, 800	
	26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100	455, 500	
	27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900	456, 300	
	28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700	456, 900	
	29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200	457, 800	
	30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700	458, 500	
	31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200	459, 300	
	32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500	460, 100	
	33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800	
	34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500	
	35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200	
	36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000	
	37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800	
	38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600	
	39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300	
	40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000	
	41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800	
	42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900		
	43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000		
	44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100		
	45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100		
	46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600		
	47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200		
	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600		
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200		
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700		
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100		
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600		
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	436, 900
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	437, 200
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	437, 500
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	437, 900
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	438, 300
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	438, 600
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	438, 900
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	439, 300
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	439, 700
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	440, 000
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	440, 300
	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	440, 700
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000		
	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500		
	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900		
	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200		
	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800		
	94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300		
	95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800		
	96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300		
	97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900		
	98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400		

	99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900				
	100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300				
	101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900				
	102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400				
	103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900				
	104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400				
	105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000				
	106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400				
	107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900				
	108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400				
	109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000				
	110	297, 600	328, 500	362, 600					
	111	297, 800	328, 800	363, 100					
	112	298, 100	329, 100	363, 500					
	113	298, 400	329, 400	363, 900					
	114	298, 600	329, 800	364, 300					
	115	298, 900	330, 100	364, 800					
	116	299, 100	330, 400	365, 300					
	117	299, 400	330, 600	365, 700					
	118	299, 700	330, 900	366, 200					
	119	300, 000	331, 200	366, 700					
	120	300, 300	331, 400	367, 200					
	121	300, 600	331, 600	367, 500					
	122	301, 000	331, 900						
	123	301, 300	332, 200						
	124	301, 600	332, 500						
	125	301, 800	332, 700						
	126	302, 000	333, 000						
	127	302, 300	333, 400						
	128	302, 700	333, 600						
	129	302, 900	333, 800						
	130	303, 200	334, 000						
	131	303, 600	334, 400						
	132	304, 000	334, 600						
	133	304, 200	334, 900						
	134	304, 500	335, 300						
	135	304, 800	335, 700						
	136	305, 100	336, 100						
	137	305, 300	336, 400						
	138	305, 600	336, 800						
	139	305, 900	337, 200						
	140	306, 200	337, 600						
	141	306, 400	337, 900						
	142	306, 800	338, 300						
	143	307, 200	338, 600						

	144	307,500	339,000						
	145	307,700	339,300						
	146	307,900	339,700						
	147	308,200	340,100						
	148	308,600	340,500						
	149	308,800	340,800						
	150	309,000	341,200						
	151	309,300	341,600						
	152	309,600	342,000						
	153	310,000	342,300						
	154	310,200							
	155	310,400							
	156	310,700							
	157	311,000							
	158	311,300							
	159	311,600							
	160	311,900							
	161	312,300							
	162	312,600							
	163	312,900							
	164	313,200							
	165	313,600							
	166	313,900							
	167	314,200							
	168	314,500							
	169	314,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600	

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5ウの研究職給料表等級別基準職務表3級の項第1号中「学芸主査」を「係長」に改め、同表4級の項第1号中「学芸主幹」を「課長」に改める。

別表第6の1級地の項中「、雨竜町」、「ニセコ町、真狩村、留寿都村」、「厚真町、安平町及び」及び「及び平取町」を削り、同表の2級地の項中「及び新十津川町」を「、新十津川町及び雨竜町」に、「蘭越町」を「蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村」に、「洞爺湖町」を「厚真町、洞爺湖町、安平町」に、「新冠町」を「平取町、新冠町」に改め、同表の備考中「平

成26年4月1日」を「令和6年4月1日」に改める。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「、配偶者手当の額に相当する額が支給される場合にあっては給与条例第9条の規定により当該職員に支給される扶養手当（配偶者に係る部分に限る。）の額を当該合計額から減じた額」を削る。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「から第10条まで、第10条の3、第12条の2、第12条の3及び第20条」を「及び第9条」に、「、第10条、第11条の2、第11条の3及び第20条」を「及び第10条」に、「から第12条まで、第14条の2、第14条の3及び第23条」を「及び第11条」に改め、同条第3項の表及び同条第4項の表に次のように加える。

第20条第1項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
---------	---------------	---------

第23条第5項の表に次のように加える。

第23条第1項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
---------	---------------	---------

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「から第10条」を「から第9条」に、「から第12条」を「から第11条」に改め、同条第2項中「、第19条第2項及び」を「及び第2項、第19条第2項並びに」に、「、第20条及び」を「及び第2項、第20条並びに」に、「第20条の4において「管理職員等」という。）」を「次項及び第20条の4において「管理職員等」という。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等」に、「次条において「管理職員等」という。）を「次項及び次条において「管理職員等」という。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条

第4項とする。

第9条第1項中「第8条から第10条」を「第8条から第9条」に改め、「、第19条の4」を削り、「から第12条」を「から第11条」に、「、第19条の2及び第22条の4」を「及び第19条の2」に改め、同条第2項中「、第19条第2項」の次に「、第19条の4第2項第1号」を加え、「100分の172.5」を「100分の95」と、道職員給与条例第19条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「、第19条第2項」の次に「、第19条の4第2項第1号」を加え、「100分の172.5」を「100分の95」と、学校職員給与条例第19条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第4項中「並びに第22条第2項」を「、第22条第2項並びに第22条の4第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、警察職員給与条例第22条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第1項中「から第10条まで、第10条の3、第12条の2、第12条の3及び第20条」を「及び第9条」に、「、第10条、第11条の2、第11条の3及び第20条」を「及び第10条」に、「から第12条まで、第14条の2、第14条の3及び第23条」を「及び第11条」に改め、同条第2項の表及び同条第3項の表に次のように加える。

第20条第1項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
---------	---------------	------------

第10条第4項の表に次のように加える。

第23条第1項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
---------	---------------	------------

（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第6条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「から第10条まで、第10条の3、第12条の2並びに第12条の3」を「並びに第9条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において北海道職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める

職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
(5) 重度心身障害者
(6)

重度心身障害者

配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第29条の3第2項の規定の適用につい

ては、同項中「同項の手当」とあるのは、「配偶者手当の額に相当する額が支給される場合にあっては北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年北海道条例第6号)附則第4項の規定により当該職員に支給される扶養手当(配偶者に係る部分に限る。)の額を当該合計額から減じた額、同項の手当」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第10条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

- 7 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合(以下この項において「級地区区分等」という。)が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

- 8 切替日から令和10年3月31日までの間における改正後の給与条例第10条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年北海道条例第6号)附則第6項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

- 9 切替日から令和10年3月31日までの間に改正後の給与条例第10条の4第1項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同条第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年北海道条例第6号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第6項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、

「前2条」とあるのは「前2条又は令和7年改正条例附則第6項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

10 改正後の給与条例第11条第4項及び第11条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員等への特地勤務手当に準ずる手当等に関する経過措置）

11 切替日以後に新たに給与条例第5条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、北海道職員等の育児休業等に関する条例第19条第2号に規定する短時間勤務職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条に規定する任期付短時間勤務職員及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例附則第8項に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員等」という。）に対して適用されることとなる給与条例第12条の3、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第11条の3（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第14条の3の規定は、切替日以後に給与条例第12条の3第1項、学校職員給与条例第11条の3第1項若しくは警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動をした再任用職員等又は切替日以後にこれらの規定に規定する部局若しくは学校の移転があった再任用職員等について適用する。

（人事委員会規則への委任）

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

13 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第15号。以下「平成24年改正条例」という。）の一部を次のように改める。

附則第4項中「当分の間」を「令和7年3月31日までの間」に改める。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

14 切替日の前日において平成24年改正条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例第10条の4第2項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る在勤に係る地域手当の支給については、改正後の給与条例第10条の4第2項及び前項の規定による改正後の平成24年改正条例附則第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

15 次に掲げる条例の規定中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

（1）北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第2条第3項

（2）北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）第2条第3項

附則別表（附則第2項関係） 号俸の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1	1	1	1	39	35	31	31	27	23	4	6	
10	6	2	2	1	1	1	1	2	40	36	32	32	28	24	4	7	
11	7	3	3	1	1	1	1	2	41	37	33	33	29	25	4	7	
12	8	4	4	1	1	1	1	2	42	38	34	34	30	26	5	7	
13	9	5	5	1	1	1	1	2	43	39	35	35	31	27	5	7	
14	10	6	6	2	1	1	1	3	44	40	36	36	32	28	5	8	
15	11	7	7	3	1	1	1	3	45	41	37	37	33	29	5	8	
16	12	8	8	4	1	1	1	3	46	42	38	38	34	30			
17	13	9	9	5	1	1	1	3	47	43	39	39	35	31			
18	14	10	10	6	2	1	2	3	48	44	40	40	36	32			
19	15	11	11	7	3	1	2	4	49	45	41	41	37	33			
20	16	12	12	8	4	1	2	4	50	46	42	42	38	34			
21	17	13	13	9	5	1	2	4	51	47	43	43	39	35			
22	18	14	14	10	6	1	2		52	48	44	44	40	36			
23	19	15	15	11	7	1	3		53	49	45	45	41	37			
24	20	16	16	12	8	2	3		54	50	46	46	42	38			
25	21	17	17	13	9	2	3		55	51	47	47	43	39			
26	22	18	18	14	10	2	3		56	52	48	48	44	40			
27	23	19	19	15	11	2	4		57	53	49	49	45	41			
28	24	20	20	16	12	3	4		58	54	50	50	46	42			
29	25	21	21	17	13	3	4		59	55	51	51	47	43			
30	26	22	22	18	14	3	4		60	56	52	52	48	44			
31	27	23	23	19	15	3	5		61	57	53	53	49	45			
32	28	24	24	20	16	3	5		62	58	54	54	50				
33	29	25	25	21	17	3	5		63	59	55	55	51				
34	30	26	26	22	18	4	5		64	60	56	56	52				
35	31	27	27	23	19	4	6		65	61	57	57	53				
36	32	28	28	24	20	4	6		66	62	58	58	54				
37	33	29	29	25	21	4	6		67	63	59	59	55				
38	34	30	30	26	22	4	6		68	64	60	60	56				
									69	65	61	61	57				

70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						

100	96	92						
101	97	93						
102	98	94						
103	99	95						
104	100	96						
105	101	97						
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1

14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32

45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42
55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	62

75	71	67	63
76	72	68	64
77	73	69	65
78	74	70	66
79	75	71	67
80	76	72	68
81	77	73	69
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	
85	81	77	
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86	82	
91	87	83	
92	88	84	
93	89	85	
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		

106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1

20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8

50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	

81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1

37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	

68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11

28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		

59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58	54		
67	63	63	59	55		
68	64	64	60	56		
69	65	65	61	57		
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82	78			
87	83	83	79			
88	84	84	80			

89	85	85	81			
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17

34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	

64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			

95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				

125	121				
-----	-----	--	--	--	--

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第7号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。
第10条第10項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第13項中「第10条の6に規定する」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改める。
第10条の6を削る。
附則第28項中「引き続き日本電信電話株式会社」の次に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。
附則第36項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。
附則第42項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第10項（第4号に係る部分に限り、同条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した北海道職員等の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第8号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。
第2条第8号ア中「6,845人」を「6,749人」に改め、同号イ中「1,187人」を「1,157人」に改め、同条第9号ア中「3,809人」を「3,821人」に改め、同号イ中「1,197人」を「1,171人」に改め、同条第11号ア中「2万2,338人」を「2万2,275人」に改め、同号イ中「1,277人」を「1,245人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第9号

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。
第9条の4第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない」を「及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「当該」を「第2項中「当該」に改め、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と」を削る。
第16条第1項中「定める者」の次に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対

して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道地域振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第10号

北海道地域振興条例の一部を改正する条例

北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「農林水産物」の次に「、再生可能エネルギー（北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第2条第6号に規定する再生可能エネルギーをいう。）」を加え、同条第4号中「図る」の次に「とともに、誰もが活躍できる地域づくりを推進する」を加え、同条第6号中「連携」の次に「及び民間と市町村等との協働並びに情報通信技術の活用」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第11号

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

本則の表の特定非営利活動法人函館視覚障害者図書館の項中「令和2年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例本則の表の特定非営利活動法人函館視覚障害者図書館の項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して支出された寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第12号

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第91号）第15条第1項第6号及び第24条第1項第6号
- (2) 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

- 等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）第88条第4項
- (3) 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第101号）第36条第5項
- (4) 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第102号）第45条第4項
- (5) 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第103号）第30条第5項
- (6) 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第93号）第13条第1項ただし書及び第6号
- (7) 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第94号）第12条第1項ただし書及び第5号並びに第46条第1項ただし書及び第5号
- (8) 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）第148条第1項ただし書及び第4号、第183条第1項ただし書及び第3号並びに第190条第1項第1号、第2号及び第4号
- (9) 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）第130条第1項ただし書及び第4号、第167条第1項ただし書及び第3号並びに第174条第1項第1号、第2号及び第4号
- (10) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第28条第1項、第58条第1項、第68条第1項、第4項ただし書及び第12項ただし書、第82条第1項、第92条第1項並びに第100条第1項
- (11) 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）第7条第1項ただし書及び第3号並びに第5項ただし書
- (12) 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第105号）第5条第1項ただし書及び第4号並びに第4項ただし書
- （北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正）

第2条 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第39条第1項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第13号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「同法第6条第1項第4号」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第1号及び第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道条例第14号

北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例の一部を改正する条例

北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例（平成21年北海道条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「かみがみ」を「鑑み」に、「及び」を「及び歯科医師等、」に改める。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の1項を加える。

2 歯・口腔の健康づくりは、歯科疾患その他の口腔の疾患及びオーラルフレイル（口腔機能の虚弱な状態であって、回復することができる状態をいう。第11条において同じ。）の予防の重要性を踏まえ、適切に推進されなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（歯科医師等の役割）

第4条の2 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者（次項において「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、その業務を適切に行うとともに、その業務を行うに当たっては道民の口腔健康管理（保健医療福祉関係者との緊密な連携の下に一体的に行う口腔機能及び口腔衛生の維持向上に関する歯科保健医療サービスの提供をいう。第14条において同じ。）を適切に行うよう努めるものとする。

2 歯科医師等は、基本理念にのっとり、道又は市町村が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第7条中「参加」の次に「、定期的な歯科健診の受診」を加える。

第8条第1項中「道歯科保健医療推進計画」を「北海道歯科保健医療推進計画」に改め、同条第2項中「道歯科保健医療推進計画」を「北海道歯科保健医療推進計画」に改め、同項第1号中「道民の生涯にわたる」を削り、「目標」を「考え方及び目標」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号アからキまで以外の部分を次のように改める。

歯科保健医療サービスの提供のための環境の整備に係る次に掲げる施策に関すること。

第8条第2項第2号ア中「道民が歯科健診、保健指導等の必要な歯科保健医療

サービスを受けることができる環境の整備及び」を「歯・口腔の健康づくりに関する」に改め、同号キ中「歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な事項」を「歯科保健医療サービスの提供のための環境の整備に係る必要な施策」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

(2) 歯科疾患の予防に関すること。

(3) 口腔機能の回復及び維持向上に関すること。

(4) 歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりに関すること。

第8条第3項から第5項までの規定中「道歯科保健医療推進計画」を「北海道歯科保健医療推進計画」に改める。

第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げ、第12条中「必要な」を「適切な口腔健康管理を受けることができる環境の整備その他の必要な」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（歯・口腔の健康づくりに関する普及啓発等）

第11条 道は、歯・口腔の健康づくりを推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識並びに歯科疾患その他の口腔の疾患及びオーラルフレイルの予防に向けた取組に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（定期的な歯科健診の受診の促進）

第12条 道は、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを推進するため、定期的な歯科健診の受診の勧奨その他の定期的な歯科健診の受診を促進するための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第15号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和24年北海道条例第4号）の一部を次のように改正す

る。

第5条第1項第2号中「(同条第1項第1号に定めるものに限る。)」を削る。

附 則

- この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- この条例による改正後の旅館業法施行条例第5条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請又は同法第3条の2第1項、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項の承認の申請（以下「許可等の申請」という。）に係る施設について適用し、同日前にされた許可等の申請に係る施設については、なお従前の例による。

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第16号

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一

部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第17号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第18号

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び認定こども園等の新たな保育の需要への対応」、「母子保健及び」及び「一体的な」を削る。

附則第2項中「令和7年6月30日」を「令和12年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第19号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改

正する。

別表13の項のエ中「18,000円」を「31,240円」に改め、同表14の項のコの次に次のように加える。

サ	ランビースキン病予防液 の注射	1頭1回につき 110円
---	--------------------	-----------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第20号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(10)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同項(11)中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同表の7の項(4)中「第15条の4第1項」を「第16条第1項」に改め、同項(5)中「第15条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道森林整備等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第21号

北海道森林整備等支援基金条例の一部を改正する条例

北海道森林整備等支援基金条例（平成31年北海道条例第3号）の一部を次のよ

うに改正する。

第1条中「相当する額」の次に「及び国が認証した道有林野における温室効果ガスの吸収量の販売による収益の額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第22号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の47の項及び48の項中「22,000円」を「26,400円」に、「19,000円」を「22,800円」に改め、同表の68の項及び68の2の項を次のように改める。

68 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事許可申請手数料	ア 当該申請が宅地造成又は特定盛土等に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る切土又は盛土（以下この項及び次項において「切土等」という。）をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 切土等をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 16,000円 (イ) 切土等をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	許可申請のとき
--	----------------	--	---------

		のもの 25,000円 (ウ) 切土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円 (エ) 切土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 48,000円 (オ) 切土等をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 59,000円 (カ) 切土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 78,000円 (キ) 切土等をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 120,000円 (ク) 切土等をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 180,000円 (ケ) 切土等をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 290,000円 (コ) 切土等をする土地の面				積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 420,000円 (サ) 切土等をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの 540,000円 イ 当該申請が土石の堆積に係るものである場合に係るものである場合次に掲げる当該申請に係る土石の堆積を行う土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの 12,000円 (イ) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 14,000円 (ウ) 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円 (エ) 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 19,000円 (オ) 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル	
--	--	--	--	--	--	---	--

		ル以内のもの 25,000円 (カ) 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 28,000円 (キ) 土石の堆積を行う土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 30,000円 (ク) 土石の堆積を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 40,000円 (ケ) 土石の堆積を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 60,000円 (コ) 土石の堆積を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 90,000円 (サ) 土石の堆積を行う土地の面積が10万平方メートルを超えるもの 110,000円			くは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査		積（以下この項において「変更造成面積」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 変更造成面積が500平方メートル以内のもの 16,000円 (イ) 変更造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 25,000円 (ウ) 変更造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円 (エ) 変更造成面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 48,000円 (オ) 変更造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 59,000円 (カ) 変更造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 78,000円 (キ) 変更造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 120,000円	
68の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若し	宅地造成等工事変更許可申請手数料	ア 当該申請が宅地造成又は特定盛土等に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る切土等をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土等をする土地の面積との合計の面	変更許可申請のとき					

		(ク) 変更造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 180,000円 (ケ) 変更造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 290,000円 (コ) 変更造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 420,000円 (サ) 変更造成面積が10万平方メートルを超えるもの 540,000円 イ 当該申請が土石の堆積に係るものである場合に於ける当該申請に係る土石の堆積を行う土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに土石の堆積を行う土地の面積との合計の面積（以下この項において「変更堆積面積」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 変更堆積面積が500平方メートル以内のもの 12,000円			(イ) 変更堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 14,000円 (ウ) 変更堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円 (エ) 変更堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 19,000円 (オ) 変更堆積面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 25,000円 (カ) 変更堆積面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 28,000円 (キ) 変更堆積面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 30,000円 (ク) 変更堆積面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 40,000円 (ケ) 変更堆積面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	
--	--	---	--	--	--	--

		60,000円	
	(コ) 変更堆積面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	90,000円	
	(サ) 変更堆積面積が10万平方メートルを超えるもの	110,000円	
	ウ 切土等及び土石の堆積並びに設計の変更を伴わないもの	11,000円	

別表第1の68の3の項中「改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制又は同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係る改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成等規制法適合証交付手数料」を「宅地造成及び特定盛土等規制法適合証交付手数料」に改め、同表の71の項のア(ア)中「12,000円」の次に「(宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内又は同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内（以下この項及び次項において「規制区域内」という。）における開発行為の場合にあっては、17,000円)」を加え、同項のア(イ)中「26,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、33,000円)」を加え、同項のア(ウ)中「49,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、66,000円)」を加え、同項のア(エ)中「96,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、120,000円)」を加え、同項のア(オ)中「140,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、180,000円)」を加え、同項のア(カ)中「190,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、240,000円)」を加え、同項のア(キ)中「240,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、290,000円)」を加え、同項のア(ク)中「330,000円」の次に「(規制区域内におけ

る開発行為の場合にあっては、410,000円)」を加え、同項のイ(ア)中「17,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、21,000円)」を加え、同項のイ(イ)中「35,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、42,000円)」を加え、同項のイ(ウ)中「72,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、89,000円)」を加え、同項のイ(エ)中「130,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、160,000円)」を加え、同項のイ(オ)中「220,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、250,000円)」を加え、同項のイ(カ)中「290,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、340,000円)」を加え、同項のイ(キ)中「370,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、420,000円)」を加え、同項のイ(ク)中「520,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、590,000円)」を加え、同項のウ(ア)中「96,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、100,000円)」を加え、同項のウ(イ)中「140,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、150,000円)」を加え、同項のウ(ウ)中「210,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、230,000円)」を加え、同項のウ(エ)中「280,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、310,000円)」を加え、同項のウ(オ)中「420,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、460,000円)」を加え、同項のウ(カ)中「550,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、600,000円)」を加え、同項のウ(キ)中「710,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、770,000円)」を加え、同項のウ(ク)中「940,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の場合にあっては、1,020,000円)」を加え、同表の72の項中「、940,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の変更の場合にあっては、その金額が1,020,000円を超えるときは、1,020,000円)」を加え、同項のア(ア)中「1,200円」の次に「(規制区域内における開発行為の変更の場合にあっては、1,700円)」を加え、同項のア(イ)中「2,600円」の次に「(規制区域内における開発行為の変更の場合にあっては、3,300円)」を加え、同項のア(ウ)中「4,900円」の次に「(規制区域内における開発行為の変更の場合にあっては、6,600円)」を加え、同項のア(エ)中「9,600円」の次に「(規制区域内における開発行為の変更の場合にあっては、12,000円)」を加え、同項の

域内における開発行為の変更の場合にあっては、770,000円)」を加え、同項のカ(ク)中「940,000円」の次に「(規制区域内における開発行為の変更の場合にあっては、1,020,000円)」を加える。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係る手数料については、この条例による改正後の北海道建設部手数料条例別表第1の68の2の項及び68の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第23号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項(3)及び(4)を削り、同項中「小樽市及び登別市（(1)及び(2)に掲げる事務にあっては、」を削り、「除く。）」を「除く。）」に改め、同表の11の項(19)中「(18)」を「(50)」に改め、同項中(19)を(51)とし、同項(18)中「又は第16条第1項」を「、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項」に改め、同項中(18)を(50)とし、(17)を(22)とし、(22)の次に次のように加える。

- (23) 法第27条第1項の規定による特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（以下この項において「特定盛土等工事」という。）の計画の届出の受理
- (24) 法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事主の氏名等の公表
- (25) 法第27条第3項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止のための必要な措置の勧告

- (26) 法第27条第4項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置の命令
- (27) 法第28条第1項の規定による特定盛土等工事の計画の変更の届出の受理
- (28) 法第30条第1項及び第3項の規定による特定盛土等規制区域内における特定盛土等工事の許可
- (29) 法第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事主の氏名等の公表
- (30) 法第33条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等工事の許可証の交付又は不許可の通知
- (31) 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国等が行う特定盛土等工事に係る協議
- (32) 法第35条第1項及び同条第3項において準用する第30条第3項の規定による特定盛土等工事の計画の変更の許可
- (33) 法第35条第2項の規定による特定盛土等工事の計画の変更の届出の受理
- (34) 法第36条第1項及び第2項の規定による特定盛土等に関する工事の完了の検査及び検査済証の交付
- (35) 法第36条第4項及び第5項の規定による土石の堆積に関する工事の完了の確認及び確認済証の交付
- (36) 法第37条第1項及び第2項の規定による特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付
- (37) 法第38条第1項の規定による特定盛土等工事の実施の状況等の報告の受理
- (38) 法第39条第1項の規定による特定盛土等工事の許可の取消し
- (39) 法第39条第2項の規定による特定盛土等工事の停止又は災害防止のための必要な措置の命令
- (40) 法第39条第3項の規定による土地使用の禁止等又は災害防止のための必要な措置の命令
- (41) 法第39条第4項の規定による緊急の場合における特定盛土等工事の施行の停止及び特定盛土等工事に係る作業の停止の命令

- (42) 法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による法第39条第2項又は第3項の措置の代執行及び措置をとるべき旨等の公告
- (43) 法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定により費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。
- (44) 法第40条第1項、第3項又は第4項の規定による特定盛土等工事等の届出の受理
- (45) 法第40条第2項の規定による工事主の氏名等の公表
- (46) 法第41条第2項の規定による災害防止のための必要な措置の勧告
- (47) 法第42条第1項又は第2項の規定による災害発生の防止のための改善命令
- (48) 法第43条第1項の規定による特定盛土等工事の立入検査
- (49) 法第44条の規定による特定盛土等工事に係る報告の徴収

別表第1の11の項中(16)を(21)とし、(15)を(20)とし、同項(14)中「必要な措置等」を「の必要な措置」に改め、同項中(14)を(19)とし、(13)を(17)とし、(17)の次に次のように加える。

- (18) 法第21条第2項の規定による工事主の氏名等の公表

別表第1の11の項中(12)を(16)とし、(11)を(15)とし、(10)を(14)とし、同項(9)中「必要な措置等」を「の必要な措置」に改め、同項中(9)を(13)とし、同項(8)中「必要な措置等」を「の必要な措置」に改め、同項中(8)を(12)とし、(7)を(11)とし、(6)を(7)とし、(7)の次に次のように加える。

- (8) 法第17条第4項及び第5項の規定による土石の堆積に関する工事の完了の確認及び確認済証の交付
- (9) 法第18条第1項及び第2項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付
- (10) 法第19条第1項の規定による宅地造成等工事に関する実施の状況等の報告の受理

別表第1の11の項中(5)を(6)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、(1)の次に

次のように加える。

- (2) 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事主の氏名等の公表

別表第1の11の項中「小 樽 市室 蘭 市釧 路 市北 見 市網 走 市苫小牧市富良野市登 別 市北広島市白 老 町」を「北広島市」に改め、同表の14の2の項(47)から(49)までの規定中「掲示」の次に「及び閲覧」を加え、同表の15の2の項(2)中「第69条第2項」を「第70条第2項」に改め、同項中(13)を(15)とし、同項(12)中「第72条」を「第73条」に改め、同項中(12)を(14)とし、同項(11)中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改め、同項中(11)を(13)とし、同項(10)中「第69条第1項」を「第70条第1項」に、「終身賃貸事業の認可」を「事業認可」に改め、同項中(10)を(12)とし、同項(9)中「第68条」を「第69条」に改め、同項中(9)を(11)とし、同項(8)中「第67条第3項」を「第68条第3項」に、「事業の認可」を「事業認可」に改め、同項中(8)を(10)とし、同項(7)中「第67条第2項」を「第68条第2項」に、「事業の認可」を「事業認可」に改め、同項中(7)を(9)とし、同項(6)中「第66条」を「第67条」に改め、同項中(6)を(8)とし、同項(5)中「第65条」を「第66条」に改め、同項中(5)を(7)とし、同項(4)中「第58条第1項」を「第59条第1項」に改め、同項中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第57条第2項の規定による賃貸住宅に係る届出の受理
- (5) 法第57条第3項の規定による賃貸住宅に係る変更の届出の受理

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の15の2の項の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道条例第24号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

別表第1の1の事項(2)ク中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の4第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第25号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合は、これらの規定による利益の処分以外の処分を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第26号

北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「94万円」を「109万円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第27号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない」を「及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「当該」を「第2項中「当該」に改め、「、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある学校職員が当該要介護者を介護する」と」を削る。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第19条の2 教育委員会は、学校職員が当該教育委員会に対し、当該学校職員の配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 教育委員会は、学校職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該学校職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

ない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第28号

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「7級以上」を「7級」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる学校職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる学校職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該学校職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳（人事委員会規則で定める学校職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する学校職員（次号に掲げる学校職員を除く。）特に良好である場合
- (2) 行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員 特に良好であ

る場合

第10条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「第3項及び第5項から第7項までにおいて「扶養親族である配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族である父母等」に改め、「（第5項から第7項までにおいて「行政9級以上学校職員等」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族である父母等」に改め、「（第7項第4号及び第6号において「行政8級学校職員等」という。）」及び「前項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下この項及び第7項第7号において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条第6項及び第7項を削る。

第10条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（地域手当）」を付し、同条第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条に次の1項を加える。

4 北海道外に在勤する学校職員（第1項の規定により地域手当を支給される者を除く。）について、教育委員会が他の学校職員との権衡を考慮して特に必要があると認めるときは、当該学校職員には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3及び第11条の7の規定に準じて、地域手当を支給する。

第10条の2の2を次のように改める。

第10条の2の2 前条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは学校等に在勤する学校職員がその在勤する地域若しくは学校等を異にして異動した場合又はこれらの学校職員の在勤する学校等が移転した場合（これらの学校職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は学校等に引き続き

6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは学校等に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは学校等に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは学校等が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは学校等に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該学校職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(同条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該学校職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は学校等を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該学校職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲

げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域及び学校等以外の地域又は学校等に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第10条の2の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条の2の4第1項第1号中「有料の道路(以下この項から第3項まで)」を「有料の道路(以下この条)」に改め、同項第2号中「第7項」を「第8項」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第4号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(第1号及び次項)」を「(第1号、次項及び第5項)」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該学校職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第10条の2の4第4項中「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される

者（次条第3項において「学校職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号又は第3号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える学校職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2の5第3項中「学校職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改め、「（任用の

事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員に限る。）」を削る。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に、「当該職員」を「当該学校職員」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に、「当該職員」を「当該学校職員」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした学校職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあっては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第20条の3第2項中「、第10条、第11条の2及び第11条の3」を「及び第10条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			

定年 前再 任用 短時	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	

間勤 務職 員以 外の 学校 職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700					
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000					
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300					
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500					
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700					
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000					
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300					
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500					
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700					
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000					
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300					
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500					
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700					
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500						
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800						
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000						
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200						
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500						
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800						
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000						
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200						
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500						
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800						
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000						
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200						
	86	256,000	297,100	346,000	386,600							
	87	256,300	297,400	346,400	387,000							
	88	256,600	297,700	346,800	387,400							
	89	256,900	298,000	347,000	387,700							
	90	257,200	298,300	347,400	388,200							
	91	257,500	298,600	347,800	388,600							
	92	257,800	299,000	348,200	389,000							
	93	258,100	299,200	348,400	389,300							
	94		299,400	348,800	389,800							
	95		299,700	349,200	390,200							
	96		300,100	349,500	390,600							
	97		300,300	349,800	390,900							
	98		300,600	350,200								
	99		301,000	350,600								
	100		301,400	351,000								
	101		301,600	351,500								
	102		301,900	351,900								
	103		302,200	352,300								
	104		302,500	352,700								
	105		302,700	353,200								

	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。ただし、第22条第1項各号に掲げる学校職員及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200

	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,900

		25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,500			定年	69	289,200	359,400	421,100	461,100		
		26	248,200	288,500	360,700	413,000	483,200			前再	70	290,000	361,000	422,300	461,700		
		27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,900				71	290,800	362,600	423,300	462,200		
		28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,600				72	291,500	364,100	424,500	462,700		
		29	251,700	294,000	365,300	417,100	485,200			任用	73	292,200	365,600	425,700	463,200		
		30	252,900	295,900	366,900	418,400	485,900			短時	74	292,900	367,200	426,800			
		31	254,100	297,700	368,500	419,900	486,600			間勤	75	293,600	368,800	428,000			
		32	255,300	299,400	370,000	421,400	487,300				76	294,200	370,300	429,000			
		33	256,400	301,100	371,500	423,000	487,900			務職	77	294,800	371,800	430,100			
		34	257,700	302,900	373,100	424,400					78	295,500	373,200	431,100			
		35	259,000	304,600	374,700	426,000				員以	79	296,200	374,600	432,100			
		36	260,300	306,200	376,200	427,500				外の	80	296,800	375,900	433,100			
		37	261,700	307,800	377,700	429,200				学校	81	297,400	377,200	434,000			
		38	263,100	309,500	379,200	430,700				職員	82	298,100	378,600	434,800			
		39	264,400	311,300	380,700	432,300					83	298,800	380,000	435,600			
		40	265,700	313,000	382,100	433,900					84	299,500	381,300	436,400			
		41	267,000	314,300	383,500	435,400					85	300,200	382,400	437,100			
		42	268,000	316,200	385,000	436,900					86	301,000	383,800	437,500			
		43	269,000	318,000	386,400	438,100					87	301,700	385,100	437,900			
		44	269,900	319,700	387,800	439,300					88	302,400	386,400	438,300			
		45	270,600	321,400	389,300	440,500					89	303,100	387,600	438,700			
		46	271,400	323,300	390,900	441,800					90	304,000	388,900	439,000			
		47	272,200	325,000	392,500	443,000					91	304,800	390,000	439,300			
		48	273,000	326,700	393,900	444,200					92	305,600	391,200	439,500			
		49	273,800	328,400	395,100	445,300					93	306,100	392,400	439,800			
		50	274,600	330,200	396,500	446,500					94	306,900	393,500	440,100			
		51	275,300	332,000	397,900	447,700					95	307,700	394,700	440,400			
		52	276,100	333,700	399,200	448,900					96	308,500	395,900	440,600			
		53	276,900	335,400	400,400	450,100					97	309,200	397,300	440,800			
		54	277,700	336,700	401,600	451,300					98	310,000	398,300	441,100			
		55	278,500	338,000	402,900	452,500					99	310,800	399,300	441,400			
		56	279,300	339,300	404,200	453,700					100	311,500	400,300	441,600			
		57	280,000	340,800	405,500	454,800					101	312,300	401,200	441,800			
		58	280,600	342,400	406,800	455,400					102	313,200	402,200	442,100			
		59	281,400	343,900	408,200	455,900					103	314,100	403,300	442,400			
		60	282,300	345,500	409,400	456,400					104	314,900	404,400	442,600			
		61	283,100	347,000	410,600	456,900					105	315,500	405,100	442,800			
		62	283,700	348,600	412,000	457,500					106	316,300	406,000				
		63	284,500	350,200	413,400	458,000					107	317,100	406,900				
		64	285,200	351,700	414,700	458,500					108	317,900	407,800				
		65	286,200	353,200	415,900	459,000					109	318,600	408,600				
		66	287,000	354,800	417,100	459,600					110	319,000	409,400				
		67	287,800	356,400	418,400	460,100					111	319,400	410,200				
		68	288,500	357,900	419,800	460,600					112	319,900	411,000				
											113	320,400	411,600				

	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	
	52	275,500	313,000	391,200	411,100	
	53	276,300	314,300	392,000	412,300	
	54	277,100	316,200	393,100	413,400	
	55	277,900	318,000	394,100	414,500	
	56	278,600	319,700	395,100	415,600	
	57	279,300	321,400	396,200	416,600	
	58	280,100	323,300	397,200	417,800	
	59	280,900	325,000	398,300	419,000	
	60	281,600	326,700	399,400	420,200	
	61	282,200	328,400	400,400	420,800	
	62	282,900	330,200	401,500	421,600	
	63	283,600	332,000	402,600	422,300	
	64	284,200	333,700	403,600	422,800	
	65	284,900	335,400	404,500	423,100	
	66	285,600	336,700	405,400	423,400	
	67	286,300	338,000	406,400	423,800	
	68	287,000	339,300	407,400	424,200	
	69	287,700	340,800	408,200	424,500	
	70	288,500	342,300	409,000	424,900	
	71	289,200	343,800	409,700	425,200	
	72	289,900	345,300	410,500	425,500	
定年	73	290,400	346,700	411,200	425,800	
前再	74	291,100	348,200	411,800	426,200	
任用	75	291,800	349,700	412,500	426,500	
短時	76	292,400	351,200	413,200	426,800	

間勤	77	293,000	352,600	413,800	427,100
務職	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
員以	80	294,900	357,100	415,600	427,900
外の	81	295,500	358,500	416,000	428,100
学校	82	296,100	359,800	416,400	428,400
職員	83	296,700	361,100	416,700	428,700
	84	297,300	362,300	417,000	428,900
	85	297,800	363,500	417,200	429,100
	86	298,300	364,700	417,500	429,400
	87	298,800	365,900	417,800	429,700
	88	299,300	367,000	418,000	429,900
	89	299,700	368,100	418,200	430,100
	90	300,300	369,200	418,500	430,400
	91	300,800	370,300	418,800	430,700
	92	301,300	371,400	419,000	430,900
	93	301,600	372,500	419,200	431,100
	94	302,100	373,700	419,500	
	95	302,600	374,800	419,800	
	96	303,000	375,900	420,000	
	97	303,400	376,900	420,200	
	98	303,900	377,900	420,500	
	99	304,400	378,800	420,800	
	100	304,800	379,700	421,000	
	101	305,200	380,500	421,200	
	102	305,600	381,500	421,500	
	103	306,000	382,400	421,800	
	104	306,300	383,300	422,000	
	105	306,500	384,100	422,200	
	106	306,800	385,000		
	107	307,100	385,900		
	108	307,300	386,800		
	109	307,500	387,600		
	110	307,700	388,600		
	111	308,000	389,500		
	112	308,300	390,400		
	113	308,500	391,000		
	114	308,700	391,900		
	115	308,900	392,800		
	116	309,200	393,700		
	117	309,500	394,500		
	118	309,700	395,200		
	119	310,000	396,000		
	120	310,300	396,800		
	121	310,500	397,400		

122	310, 700	398, 100			
123	310, 900	398, 800			
124	311, 200	399, 400			
125	311, 500	400, 000			
126		400, 700			
127		401, 200			
128		401, 800			
129		402, 400			
130		403, 000			
131		403, 500			
132		404, 000			
133		404, 300			
134		404, 600			
135		404, 900			
136		405, 200			
137		405, 500			
138		405, 800			
139		406, 100			
140		406, 400			
141		406, 700			
142		407, 000			
143		407, 300			
144		407, 600			
145		407, 800			
146		408, 100			
147		408, 400			
148		408, 600			
149		408, 800			
150		409, 100			
151		409, 400			
152		409, 600			
153		409, 800			
154		410, 100			
155		410, 400			
156		410, 600			
157		410, 800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 229, 700	円 276, 000	円 303, 400	円 330, 000	円 411, 900

備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で

人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4の1級地の項中「、雨竜町」、「ニセコ町、真狩村、留寿都村、」、「厚真町、安平町及び」及び「及び平取町」を削り、同表の2級地の項中「及び新十津川町」を「、新十津川町及び雨竜町」に、「蘭越町」を「蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村」に、「洞爺湖町」を「厚真町、洞爺湖町、安平町」に、「新冠町」を「平取町、新冠町」に改め、同表の備考中「平成26年4月1日」を「令和6年4月1日」に改める。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第48項中「、第10条、第11条の2並びに第11条の3」を「並びに第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において北海道学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた学校職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 切替日前に職務の級を異にする異動をした学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした学校職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
- 「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
- と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「ととする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- （令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）
- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第10条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
- 6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区区分等の変更に伴う学校職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。
- 7 切替日から令和10年3月31日までの間に改正後の給与条例第10条の2の2第1項に規定する異動等のあった学校職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められた学校職員については、同条第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和

7年北海道条例第28号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項の」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 8 改正後の給与条例第10条の2の4第4項及び第10条の2の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける学校職員となった者にも適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 9 切替日以後に新たに給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例附則第8項に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第11条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 11 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第10条の2」の次に「、第10条の2の2」を加える。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第73号。以下「平成24年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「令和7年3月31日までの間」に改める。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

13 切替日の前日において平成24年改正条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正条例の規定による改正前の給与条例第10条の2の2第2項の規定の適用を受けている学校職員に対する当該適用に係る在勤に係る地域手当の支給については、改正後の給与条例第10条の2の2第2項及び前項の規定による改正後の平成24年改正条例附則第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表（附則第2項関係） 号俸の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける学校職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2

13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5	7	
43	39	35	35	31	27	5	7	

44	40	36	36	32	28	5	8	
45	41	37	37	33	29	5	8	
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				

74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98	94						
103	99	95						
104	100	96						

105	101	97						
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける学校職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2

19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32

49	37	33	33	80	68	64	
50	38	34		81	69	65	
51	39	35		82	70	66	
52	40	36		83	71	67	
53	41	37		84	72	68	
54	42	38		85	73	69	
55	43	39		86	74	70	
56	44	40		87	75	71	
57	45	41		88	76	72	
58	46	42		89	77	73	
59	47	43		90	78		
60	48	44		91	79		
61	49	45		92	80		
62	50	46		93	81		
63	51	47		94	82		
64	52	48		95	83		
65	53	49		96	84		
66	54	50		97	85		
67	55	51		98	86		
68	56	52		99	87		
69	57	53		100	88		
70	58	54		101	89		
71	59	55		102	90		
72	60	56		103	91		
73	61	57		104	92		
74	62	58		105	93		
75	63	59		106	94		
76	64	60		107	95		
77	65	61		108	96		
78	66	62		109	97		
79	67	63					

110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ウ 教育職給料表(2)の適用を受ける学校職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3

20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33

50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	

81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		

111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道条例第29号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27
年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俵	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600

12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
34	257,500	280,300	370,200	389,800	
35	258,700	282,500	371,400	391,000	
36	259,900	284,600	372,600	392,200	
37	261,100	286,600	373,800	393,400	
38	262,300	288,500	375,000	394,700	
39	263,500	290,400	376,200	395,900	
40	264,700	292,200	377,400	397,100	
41	265,900	294,000	378,500	398,300	
42	267,000	295,900	379,700	399,600	
43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700	
45	270,200	301,100	383,200	402,900	
46	271,000	302,900	384,500	404,100	
47	271,800	304,600	385,800	405,300	
48	272,600	306,200	387,000	406,500	
49	273,300	307,800	387,900	407,600	
50	274,100	309,500	389,100	408,600	
51	274,800	311,300	390,100	409,900	
52	275,500	313,000	391,200	411,100	
53	276,300	314,300	392,000	412,300	
54	277,100	316,200	393,100	413,400	
55	277,900	318,000	394,100	414,500	
56	278,600	319,700	395,100	415,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の学校職員	57	279,300	321,400	396,200	416,600				102	305,600	381,500	421,500			
	58	280,100	323,300	397,200	417,800				103	306,000	382,400	421,800			
	59	280,900	325,000	398,300	419,000				104	306,300	383,300	422,000			
	60	281,600	326,700	399,400	420,200										
	61	282,200	328,400	400,400	420,800				105	306,500	384,100	422,200			
	62	282,900	330,200	401,500	421,600				106	306,800	385,000				
	63	283,600	332,000	402,600	422,300				107	307,100	385,900				
	64	284,200	333,700	403,600	422,800				108	307,300	386,800				
	65	284,900	335,400	404,500	423,100				109	307,500	387,600				
	66	285,600	336,700	405,400	423,400				110	307,700	388,600				
	67	286,300	338,000	406,400	423,800				111	308,000	389,500				
	68	287,000	339,300	407,400	424,200				112	308,300	390,400				
	69	287,700	340,800	408,200	424,500				113	308,500	391,000				
	70	288,500	342,300	409,000	424,900				114	308,700	391,900				
	71	289,200	343,800	409,700	425,200				115	308,900	392,800				
	72	289,900	345,300	410,500	425,500				116	309,200	393,700				
	73	290,400	346,700	411,200	425,800				117	309,500	394,500				
	74	291,100	348,200	411,800	426,200				118	309,700	395,200				
	75	291,800	349,700	412,500	426,500				119	310,000	396,000				
	76	292,400	351,200	413,200	426,800				120	310,300	396,800				
	77	293,000	352,600	413,800	427,100				121	310,500	397,400				
	78	293,700	354,100	414,500	427,400				122	310,700	398,100				
	79	294,300	355,600	415,000	427,700				123	310,900	398,800				
	80	294,900	357,100	415,600	427,900				124	311,200	399,400				
	81	295,500	358,500	416,000	428,100				125	311,500	400,000				
	82	296,100	359,800	416,400	428,400				126		400,700				
	83	296,700	361,100	416,700	428,700				127		401,200				
	84	297,300	362,300	417,000	428,900				128		401,800				
	85	297,800	363,500	417,200	429,100				129		402,400				
	86	298,300	364,700	417,500	429,400				130		403,000				
	87	298,800	365,900	417,800	429,700				131		403,500				
	88	299,300	367,000	418,000	429,900				132		404,000				
	89	299,700	368,100	418,200	430,100				133		404,300				
	90	300,300	369,200	418,500	430,400				134		404,600				
	91	300,800	370,300	418,800	430,700				135		404,900				
	92	301,300	371,400	419,000	430,900				136		405,200				
	93	301,600	372,500	419,200	431,100				137		405,500				
	94	302,100	373,700	419,500					138		405,800				
	95	302,600	374,800	419,800					139		406,100				
	96	303,000	375,900	420,000					140		406,400				
	97	303,400	376,900	420,200					141		406,700				
	98	303,900	377,900	420,500					142		407,000				
	99	304,400	378,800	420,800					143		407,300				
	100	304,800	379,700	421,000					144		407,600				
	101	305,200	380,500	421,200					145		407,800				
									146		408,100				

	147		408, 400			
	148		408, 600			
	149		408, 800			
	150		409, 100			
	151		409, 400			
	152		409, 600			
	153		409, 800			
	154		410, 100			
	155		410, 400			
	156		410, 600			
	157		410, 800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		229, 700	276, 000	303, 400	330, 000	411, 900

備考(1) この表は、中学校、義務教育学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた学校職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。
(準用規定)
- 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴う学校職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第 28 号）附則第2項から第10項まで及び

第13項の規定を準用する。

附則別表（附則第2項関係） 号俸の切替表

教育職給料表の適用を受ける学校職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9

26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	

56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	

87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		

117	105		
-----	-----	--	--

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第30号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「810人」を「811人」に、「5,984人」を「5,987人」に、「3,127人」を「3,128人」に、「10,389人」を「10,394人」に、「11,667人」を「11,672人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第31号

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「7級以上」を「7級」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に

限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。） 特に良好である場合

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 特に良好である場合

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「第3項及び次条において「扶養親族である配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族である父母等」に改め、「(次条において「行政9級以上職員等」という。))」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族である父母等」に改め、「(次条第3項第4号及び第6号において「行政8級職員等」という。))」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下この項及び次条第3項第7号において「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(地域手当)」を付し、同条第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条に次の1項を加える。

4 北海道外に在勤する職員（第1項の規定により地域手当を支給される者を除く。）について、本部長が他の職員との権衡を考慮して特に必要があると

認めるときは、当該職員には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3及び第11条の7の規定に準じて、地域手当を支給する。

第12条の3を次のように改める。

第12条の3 前条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは部局に在勤する職員がその在勤する地域若しくは部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは部局に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは部局に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは部局が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは部局に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（同条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は部局を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の

支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（第14条の3第2項において「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあった者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域及び部局以外の地域又は部局に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第12条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第13条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同項第2号中「第7項」を「第8項」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第4号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(第1号及び次項)」を「(第1号、次項及び第5項)」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次の

ように改める。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第13条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号又は第3号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第13条の2第3項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第19条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあっては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額)」を

削る。

第24条中「から第12条まで、第14条の2及び第14条の3」を「及び第11条」に改める。

附則第53項中「(昭和25年法律第95号)」を削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700	457, 400	
	34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400	457, 700	
	35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200	458, 000	
	36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900	458, 400	
	37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400	458, 800	
	38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800	459, 000	
	39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200	459, 300	
	40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500	459, 500	
	41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800	459, 900	
	42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100	460, 100	
	43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400	460, 300	
	44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700	460, 500	
	45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900	460, 900	
	46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200	461, 100	
	47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500	461, 300	
	48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800	461, 500	
	49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100	461, 900	
	50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400	462, 100	
	51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700	462, 300	
	52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441, 000	462, 500	
	53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200	462, 900	
	54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	441, 500		
	55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	441, 800		
	56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100		
	57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300		
	58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600		
	59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900		
	60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100		
	61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600	443, 300		
	62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600		
	63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900		
	64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200		
	65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400		
	66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700		
	67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445, 000		
	68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300		
	69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500		
	70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800		
	71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100		
	72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400		
	73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600		
	74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100			
	75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400			
	76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600			

外の 職員	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800
	86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700	
	87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100	
	88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500	
	89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800	
	90	305,400	325,300	350,900	389,800		
	91	306,200	326,500	352,100	390,300		
	92	306,900	327,700	353,400	390,800		
	93	307,400	328,900	354,700	391,200		
	94	308,300	330,200	356,200	391,600		
	95	309,200	331,400	357,700	392,100		
	96	310,000	332,600	359,100	392,600		
	97	310,800	333,800	360,400	393,000		
	98	311,800	335,100	361,600	393,500		
	99	312,700	336,300	362,700	394,000		
	100	313,600	337,500	363,900	394,500		
	101	314,500	338,900	365,000	394,800		
	102	315,500	339,800	366,100	395,200		
	103	316,500	340,800	367,200	395,700		
	104	317,400	341,900	368,300	396,000		
	105	318,200	343,000	369,500	396,300		
	106	318,800	344,100	370,000	396,800		
	107	319,400	345,100	370,600	397,300		
	108	320,000	346,100	371,200	397,800		
	109	320,500	347,300	371,800	398,100		
	110	321,000	348,300	372,300	398,600		
	111	321,400	349,300	372,700	399,100		
	112	321,900	350,200	373,200	399,600		
	113	322,700	351,100	373,600	399,900		
	114	323,400	352,000	374,000	400,400		
	115	324,100	353,000	374,500	400,900		
	116	324,700	354,000	375,000	401,400		
	117	325,300	355,000	375,400	401,800		
	118	326,000	355,400	375,900	402,300		
	119	326,700	356,000	376,500	402,700		
	120	327,500	356,600	377,000	403,200		

	121	328, 100	356, 900	377, 200	403, 600					
	122	328, 400	357, 300	377, 700						
	123	328, 900	357, 700	378, 200						
	124	329, 400	358, 100	378, 600						
	125	329, 700	358, 500	379, 100						
	126		358, 900	379, 600						
	127		359, 300	380, 100						
	128		359, 700	380, 600						
	129		360, 100	380, 900						
	130		360, 500	381, 400						
	131		360, 900	381, 900						
	132		361, 300	382, 400						
	133		361, 500	382, 700						
	134		362, 000	383, 200						
	135		362, 400	383, 600						
	136		362, 700	384, 000						
	137		363, 000	384, 300						
	138		363, 400	384, 800						
	139		363, 900	385, 300						
	140		364, 400	385, 800						
	141	364, 700	386, 100							
	142	365, 200								
	143	365, 700								
	144	366, 200								
	145	366, 500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準
	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料
	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246, 200	258, 000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600	384, 200	416, 200	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300	458, 300	510, 200	550, 800
	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200	463, 800	517, 100	558, 000
	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800	522, 300	564, 100
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900	473, 500	526, 600	569, 100
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700	477, 500	530, 100	573, 100

	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500	417, 500	481, 000	533, 400	576, 100	
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300	484, 000	536, 400	578, 600	
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500	538, 900	580, 600	
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500	540, 900		
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200				
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700				
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200				
	13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700				
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000				
	15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300				
	16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500				
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700				
	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000				
	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300				
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500				
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700				
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500				
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300				
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100				
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700				
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300				
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900				
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500				
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200				
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000				
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400				
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100				
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600				
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000				
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400				
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800				
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200				
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600				
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000				
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300				
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600				
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000				
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300				
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600				
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900				
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700					
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000					
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300					
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500					
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100					
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400					
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600					
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900					
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200					
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500					
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700					
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000					
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300					
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500					
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700					
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000					
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300					
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500					
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700					
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000					
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300					
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500					
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700					
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000					
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300					
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500					
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700					
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500						
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800						
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000						
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200						
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500						
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800						
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000						
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200						
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500						
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800						
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000						
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200						
	86	256,000	297,100	346,000	386,600							
	87	256,300	297,400	346,400	387,000							
	88	256,600	297,700	346,800	387,400							
	89	256,900	298,000	347,000	387,700							
	90	257,200	298,300	347,400	388,200							
	91	257,500	298,600	347,800	388,600							
	92	257,800	299,000	348,200	389,000							
	93	258,100	299,200	348,400	389,300							
	94		299,400	348,800	389,800							
	95		299,700	349,200	390,200							

	96		300, 100	349, 500	390, 600						
	97		300, 300	349, 800	390, 900						
	98		300, 600	350, 200							
	99		301, 000	350, 600							
	100		301, 400	351, 000							
	101		301, 600	351, 500							
	102		301, 900	351, 900							
	103		302, 200	352, 300							
	104		302, 500	352, 700							
	105		302, 700	353, 200							
	106		303, 000	353, 600							
	107		303, 300	353, 900							
	108		303, 600	354, 200							
	109		303, 800	354, 700							
	110		304, 200								
	111		304, 600								
	112		304, 900								
	113		305, 100								
	114		305, 300								
	115		305, 600								
	116		306, 000								
	117		306, 200								
	118		306, 400								
	119		306, 700								
	120		307, 000								
	121		307, 400								
	122		307, 600								
	123		307, 900								
	124		308, 200								
	125		308, 500								
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000	528, 700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条第 1 項各号に掲げる職員及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第 3（第 5 条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	
	号俸	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月

		円	円	円	円	円
1	218, 800	276, 000	319, 200	365, 600	408, 500	
2	222, 000	277, 800	320, 300	367, 300	410, 600	
3	225, 200	279, 500	321, 400	369, 000	412, 700	
4	228, 400	281, 200	322, 400	370, 700	414, 800	

	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800			前再	50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000	
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200			任用	51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300	
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600				52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500	
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000			短時	53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700	
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400			間勤	54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900	
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700				55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200	
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000			務職	56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500	
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200			員以	57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700	
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400			外の	58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000	
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600				59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300	
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800			職員	60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500	
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900				61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700	
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900				62	288,200	324,700	374,900	428,300	457,000	
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000				63	288,500	325,000	375,200	428,900	457,300	
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100				64	288,700	325,200	375,500	429,500	457,500	
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200				65	288,900	325,400	375,700	430,000	457,700	
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200				66	289,100	325,700	376,000	430,600	458,000	
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100				67	289,300	326,000	376,300	431,100	458,300	
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000				68	289,600	326,200	376,600	431,700	458,500	
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900				69	289,900	326,400	376,900	432,200	458,700	
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800				70			377,100	432,700		
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700				71			377,500	433,300		
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600				72			377,800	433,900		
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400				73			378,100	434,200		
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800				74			378,600	434,800		
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400				75			379,100	435,400		
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000				76			379,500	435,900		
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600				77			379,900	436,300		
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100				78			380,300	436,800		
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400				79			380,800	437,500		
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900				80			381,300	438,200		
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300				81			381,700	438,400		
	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600				82			382,200	438,900		
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200				83			382,600	439,600		
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800				84			383,000	440,300		
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400				85			383,500	440,500		
	41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000				86			384,000	441,000		
	42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700				87			384,500	441,700		
	43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300				88			385,000	442,400		
	44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900				89			385,300	442,600		
	45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200				90			385,700			
	46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900				91			386,000			
	47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600				92			386,400			
	48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300				93			386,900			
定年	49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700				94			387,200			

	95			387,700		
	96			388,100		
	97			388,700		
	98			389,000		
	99			389,500		
	100			389,900		
	101			390,500		
	102			390,800		
	103			391,300		
	104			391,700		
	105			392,300		
	106			392,600		
	107			393,100		
	108			393,500		
	109			394,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		225,100	255,100	284,900	326,200	355,100

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600

	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	
	49	262,000	314,000	382,500	440,600	
	50	263,100	314,500	383,200	441,400	
	51	264,200	315,000	383,900	442,000	
	52	265,300	315,500	384,600	442,800	
	53	266,400	315,900	385,200	443,200	
	54	267,500	316,400	385,900	443,800	
	55	268,500	316,800	386,700	444,300	
定年前再任用	56	269,500	317,200	387,500	444,800	
	57	270,500	317,600	388,100	445,300	
	58	271,200	318,000	388,900	445,900	
	59	271,800	318,400	389,600	446,400	

短時間勤務職員以外の職員	60	272,400	318,800	390,300	446,900					95	294,900	338,300				
	61	273,000	319,200	390,900	447,400					96	295,500	338,700				
	62	273,600	319,800	391,600	448,000					97	295,800	339,200				
	63	274,200	320,400	392,300	448,500					98	296,400	339,700				
	64	274,800	321,000	393,000	449,000					99	297,000	340,200				
	65	275,400	321,500	393,700	449,500					100	297,500	340,700				
	66	276,000	322,100	394,300	450,100					101	298,000	341,200				
	67	276,600	322,700	394,900	450,600					102	298,400	341,700				
	68	277,200	323,300	395,600	451,100					103	298,800	342,200				
	69	277,800	323,800	396,300	451,600					104	299,200	342,700				
	70	278,500	324,400	396,800						105	299,600	343,100				
	71	279,200	325,000	397,400						106	300,100	343,500				
	72	279,900	325,600	398,000						107	300,600	344,000				
	73	280,500	326,100	398,500						108	300,900	344,400				
	74	281,200	326,800	399,100						109	301,100	344,900				
	75	281,900	327,500	399,700						110	301,500	345,300				
	76	282,600	328,200	400,200						111	301,800	345,700				
	77	283,200	328,900	400,700						112	302,000	346,100				
	78	283,900	329,600	401,200						113	302,300	346,600				
	79	284,600	330,300	401,700						114	302,600	347,000				
	80	285,200	331,000	402,400						115	302,900	347,400				
	81	285,800	331,700	402,800						116	303,200	347,800				
	82	286,500	332,500	403,300						117	303,500	348,300				
	83	287,200	333,200	403,800						118	303,800	348,700				
	84	287,800	333,800	404,500						119	304,000	349,100				
	85	288,400	334,300	404,900						120	304,300	349,500				
	86	289,100	334,800	405,400						121	304,600	349,900				
	87	289,800	335,200	405,900						定年前再任用短時間勤務職員	基 準		基 準	基 準	基 準	基 準
	88	290,400	335,600	406,600							給 料 月 額		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	89	291,000	335,900	407,000							円		円	円	円	円
	90	291,700	336,400	407,500							221,800		263,600	288,600	331,400	390,600
	91	292,400	336,800	408,000												
	92	293,000	337,200	408,700												
	93	293,600	337,500	409,100												
	94	294,300	337,900													

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	円 207,700	円 240,600	円 281,800	円 295,200	円 319,300	円 362,000	円 416,300

	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	436, 900
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	437, 200
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	437, 500
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	437, 900
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	438, 300
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	438, 600
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	438, 900
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	439, 300
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	439, 700
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	440, 000
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	440, 300
	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	440, 700
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000		
	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500		
	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900		

	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200				
	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800				
	94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300				
	95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800				
	96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300				
	97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900				
	98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400				
	99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900				
	100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300				
	101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900				
	102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400				
	103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900				
	104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400				
	105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000				
	106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400				
	107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900				
	108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400				
	109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000				
	110	297, 600	328, 500	362, 600					
	111	297, 800	328, 800	363, 100					
	112	298, 100	329, 100	363, 500					
	113	298, 400	329, 400	363, 900					
	114	298, 600	329, 800	364, 300					
	115	298, 900	330, 100	364, 800					
	116	299, 100	330, 400	365, 300					
	117	299, 400	330, 600	365, 700					
	118	299, 700	330, 900	366, 200					
	119	300, 000	331, 200	366, 700					
	120	300, 300	331, 400	367, 200					
	121	300, 600	331, 600	367, 500					
	122	301, 000	331, 900						
	123	301, 300	332, 200						
	124	301, 600	332, 500						
	125	301, 800	332, 700						
	126	302, 000	333, 000						
	127	302, 300	333, 400						
	128	302, 700	333, 600						
	129	302, 900	333, 800						
	130	303, 200	334, 000						
	131	303, 600	334, 400						
	132	304, 000	334, 600						
	133	304, 200	334, 900						
	134	304, 500	335, 300						
	135	304, 800	335, 700						
	136	305, 100	336, 100						

	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600	

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7の1級地の項中「、雨竜町」、「ニセコ町、真狩村、留寿都村」、「厚真町、安平町及び」及び「及び平取町」を削り、同表の2級地の項中「及

び新十津川町」を「、新十津川町及び雨竜町」に、「蘭越町」を「蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村」に、「洞爺湖町」を「厚真町、洞爺湖町、安平

町」に、「新冠町」を「平取町、新冠町」に改め、同表の備考中「平成26年4月1日」を「令和6年4月1日」に改める。

（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
第2条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第60項中「から第12条まで、第14条の2並びに第14条の3」を「並びに第11条」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条の2第4項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（号俸の切替え）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各

給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」

とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、同

条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第12条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

- 6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

- 7 切替日から令和10年3月31日までの間に改正後の給与条例第12条の3第1項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同条第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第31号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項の」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で

定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 8 改正後の給与条例第13条第4項及び第13条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 9 切替日以後に新たに給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例附則第8項に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第14条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する部局の移転があった再任用職員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 11 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第76号。以下「平成24年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「令和7年3月31日までの間」に改める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 切替日の前日において平成24年改正条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正条例による改正前の給与条例第12条の3第2項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る在勤に係る地域手当の支給については、改正後の給与条例第12条の3第2項及び前項の規定に

よる改正後の平成24年改正条例附則第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表（附則第2項関係） 号俸の切替表

ア 公安職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2

26	22	18	18	14	10	2	56	52	48	48	44	40	
27	23	19	19	15	11	2	57	53	49	49	45	41	
28	24	20	20	16	12	3	58	54	50	50	46	42	
29	25	21	21	17	13	3	59	55	51	51	47	43	
30	26	22	22	18	14	3	60	56	52	52	48	44	
31	27	23	23	19	15	3	61	57	53	53	49	45	
32	28	24	24	20	16	3	62	58	54	54	50	46	
33	29	25	25	21	17	3	63	59	55	55	51	47	
34	30	26	26	22	18	4	64	60	56	56	52	48	
35	31	27	27	23	19	4	65	61	57	57	53	49	
36	32	28	28	24	20	4	66	62	58	58	54	50	
37	33	29	29	25	21	4	67	63	59	59	55	51	
38	34	30	30	26	22	4	68	64	60	60	56	52	
39	35	31	31	27	23	4	69	65	61	61	57	53	
40	36	32	32	28	24	4	70	66	62	62	58		
41	37	33	33	29	25	4	71	67	63	63	59		
42	38	34	34	30	26	5	72	68	64	64	60		
43	39	35	35	31	27	5	73	69	65	65	61		
44	40	36	36	32	28	5	74	70	66	66	62		
45	41	37	37	33	29	5	75	71	67	67	63		
46	42	38	38	34	30		76	72	68	68	64		
47	43	39	39	35	31		77	73	69	69	65		
48	44	40	40	36	32		78	74	70	70	66		
49	45	41	41	37	33		79	75	71	71	67		
50	46	42	42	38	34		80	76	72	72	68		
51	47	43	43	39	35		81	77	73	73	69		
52	48	44	44	40	36		82	78	74	74	70		
53	49	45	45	41	37		83	79	75	75	71		
54	50	46	46	42	38		84	80	76	76	72		
55	51	47	47	43	39		85	81	77	77	73		
							86	82	78	78			

87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					

117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3

19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5	7	
43	39	35	35	31	27	5	7	
44	40	36	36	32	28	5	8	
45	41	37	37	33	29	5	8	
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				

80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98	94						
103	99	95						
104	100	96						
105	101	97						
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

ウ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12

25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42

55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	62
75	71	67	63
76	72	68	64
77	73	69	65
78	74	70	66
79	75	71	67
80	76	72	68
81	77	73	69
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	

85	81	77	
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86	82	
91	87	83	
92	88	84	
93	89	85	
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3

29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10

60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

オ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1

16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30

47	43	43	39	35	31	77	73	73	69	65	
48	44	44	40	36	32	78	74	74	70	66	
49	45	45	41	37	33	79	75	75	71	67	
50	46	46	42	38	34	80	76	76	72	68	
51	47	47	43	39	35	81	77	77	73	69	
52	48	48	44	40	36	82	78	78	74		
53	49	49	45	41	37	83	79	79	75		
54	50	50	46	42	38	84	80	80	76		
55	51	51	47	43	39	85	81	81	77		
56	52	52	48	44	40	86	82	82	78		
57	53	53	49	45	41	87	83	83	79		
58	54	54	50	46		88	84	84	80		
59	55	55	51	47		89	85	85	81		
60	56	56	52	48		90	86	86	82		
61	57	57	53	49		91	87	87	83		
62	58	58	54	50		92	88	88	84		
63	59	59	55	51		93	89	89	85		
64	60	60	56	52		94	90	90			
65	61	61	57	53		95	91	91			
66	62	62	58	54		96	92	92			
67	63	63	59	55		97	93	93			
68	64	64	60	56		98	94	94			
69	65	65	61	57		99	95	95			
70	66	66	62	58		100	96	96			
71	67	67	63	59		101	97	97			
72	68	68	64	60		102	98	98			
73	69	69	65	61		103	99	99			
74	70	70	66	62		104	100	100			
75	71	71	67	63		105	101	101			
76	72	72	68	64		106	102	102			
						107	103	103			

108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第32号

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例

金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第247条」を「第235条、第247条」に改め、同条第10号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、

第6号を削り、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

第6条第2号中「第9号」を「第10号」に改める。

第11条の見出しを「(標識の掲示等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 金属くず回収業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、その氏名又は名称、公安委員会から許可を受けた旨及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第12条第2項第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。